



栃木県公報

令和3(2021)年
2月2日(火)
第175号

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 69
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 69
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 70
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 70
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 70
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 71
- 道路の区域の変更..... 71
- 道路の供用開始..... 72

人事委員会

- 令和3(2021)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠の実施..... 72

告 示

栃木県告示第46号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令和2(2020)年4月1日	天貝皮フ科クリニック (天貝ペイン皮フ科クリニック)	足利市堀込町1624-2
令和2(2020)年5月11日	真岡メディカルクリニック (モオカ内科・腎クリニック)	真岡市荒町3-49-6
令和2(2020)年9月1日	まきた眼科石橋院 (おちあい眼科)	下野市下古山88-1
令和2(2020)年10月1日	セイムスおもちゃのまち薬局 (おもちゃのまち調剤薬局)	壬生町おもちゃのまち1-8-1

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施術者		施術所	
	氏名	住所	名称	所在地
令和2(2020)年5月13日	染谷 公崇		Hibiki 鍼灸マッサージ (はり・きゅう・マッサージ治療院 そめや)	小山市横倉新田315-15 (小山市雨ヶ谷625-59)
令和2(2020)年11月1日	鈴木 悟	足利市堀込町1003-12 県営堀里住宅341	アイリス (足利治療院)	足利市南大町1151-6 (足利市山ツ町824-6)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第48号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和2(2020)年7月16日	小平歯科クリニック	足利市助戸1-710

栃木県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

辞退年月日	名称	所在地
令和2(2020)年5月18日	勝田歯科医院	真岡市田町2046

(保健福祉課)

栃木県告示第50号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091300016	株式会社ラビット	栃木県日光市瀬尾337番地2	ラビット・コート	栃木県日光市瀬尾337番地2	令和2(2020)年12月26日	口腔内の喀痰吸引

(高齢対策課)

栃木県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
永野土地改良区	永野地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
下沢引田土地改良区	下沢引田地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
口栗野土地改良区	口栗野地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
思川土地改良区	思川地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
酒野谷土地改良区	酒野谷地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
清洲土地改良区	清洲地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
南摩土地改良区	南摩地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日
北半田土地改良区	北半田地区土地改良（維持管理）事業	令和3(2021)年1月21日

(農地整備課)

栃木県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年2月2日から同年3月3日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 結城石橋線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
------	--------	---	---	-----------------	--------------	----

42	前	河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1から 河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1まで	18.0～18.0	17.0	
	後	河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1から 河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1まで	18.0～18.0	17.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原芦野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
72	前	大田原市山の手1丁目2150-1から 大田原市山の手2丁目3947まで	8.0～17.0	575.2	
	後	大田原市山の手1丁目2150-1から 大田原市山の手2丁目3947まで	15.0～18.0	575.2	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 赤岩足利線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
79	前	足利市福居町838-11から 足利市福居町838-15まで	8.7～8.7	14.0	
	後	足利市福居町838-11から 足利市福居町838-15まで	11.9～11.9	14.0	

栃木県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年2月2日から同年3月3日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年2月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
42	一般県道 結城石橋線	河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1から 河内郡上三川町大字多功字愛宕山665-2まで	令和3（2021）年 2月2日

(道路保全課)

人事委員会

○令和3（2021）年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験〔行政〕特別枠の実施

令和3(2021)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

令和3(2021)年2月2日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

令和3(2021)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
行 政	20名程度	知事部局、教育委員会事務局、企業局等の本庁又は出先機関(県立学校を含む。)に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

6月20日(日)実施予定の栃木県職員(大学卒業程度)採用試験との併願が可能です。

〔行政〕特別枠試験は、栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕と試験内容が異なりますが、採用後の差異はありません。

2 受験資格

(1) 年齢

平成4(1992)年4月2日から平成12(2000)年4月1日までに生まれた人
ただし、次の場合を含みます。

ア 平成12(2000)年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び令和4(2022)年3月31日までに卒業見込みの人

イ 栃木県人事委員会がアと同等の資格があると認める人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※2
第 一 次 試 験	4月11日(日)	受 付 8:00~8:45 説 明 9:00~9:30 基 礎 能 力 検 査 9:30~11:20 (適性検査を含む) 論 文 試 験 12:45~14:15	宇都宮大学峰キャンパス	第1次合格者は、4月27日(火)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
第 二 次 試 験	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ ※1	5月15日(土)、16日(日) のいずれか指定する1日 【同日実施】	栃木県庁 研修館	最終合格者は、6月4日(金)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)及び

栃木県人事委員会モバイル版ホームページ

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>)にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内 容
第 一 次 試 験	基礎能力検査 (60分)	75点	一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。 120題出題、全問必須解答。 出題分野は、文章読解能力、数的能力、推理判断能力、時事・教養、 基礎英語です。
	適性検査 (35分)	-	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
	論文試験 (90分)	75点	表現力、論理性等について記述式による筆記試験を行います。 1,100字程度。 (参考) 令和2(2020)年度課題:「新しい生活様式の定着に向けた取 組について」
第 二 次 試 験	口述試験Ⅰ (約40分)	110点	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり2分程度(1グ ループ5名程度)で企画提案をした後、受験者間で質疑応答等を行う集 団試験を行います。 (参考) 令和2(2020)年度課題:「移住・定住を促進する取組につい て」
	口述試験Ⅱ (約30分)	240点	主として人物について個別面接試験を行います。
資 格 調 査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、基礎能力検査、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基
準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
なお、基礎能力検査が一定の水準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
- 試験問題(基礎能力検査)の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事
委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。
- 口述試験Ⅰ・Ⅱの詳細は、第1次合格通知でお知らせします。

5 採用

最終合格者は、令和4(2022)年4月1日採用予定です。

6 給与

初任給(給料)は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。令和3(2021)年2月1日現在、
基準となる給料月額額は188,700円(4年制大学)です。上位の学歴又は一定の職歴等を有する人には、この
額に一定の基準により加算されることがあります。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期
末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.45か月分(本県における在職期間等によって異なります。)
支給されます。

7 受験手続

電子申請(インターネット申込み)で申し込んでください。(インターネットを利用できない方は、3月
11日(木)正午までに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)にお問い合わせください。)

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際
に必ずその旨を連絡してください。

申込方法

・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必
ず最後まで読んでから申し込んでください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikom.html>)

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かないときは、申込みがなされていませんので、すみやかに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)まで電話でお問い合わせください。
受付期間 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・3月1日(月)8時30分～3月22日(月)17時15分(受信有効) ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受験票の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票については、4月2日(金)までにメールでお知らせしますので、記載内容にしたがって、各自作成してください。メールが届かない場合は、栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)まで電話でお問い合わせください。 ・受験票は、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点(基礎能力検査が一定の水準に達しない受験者については、論文試験の得点を除く)、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		